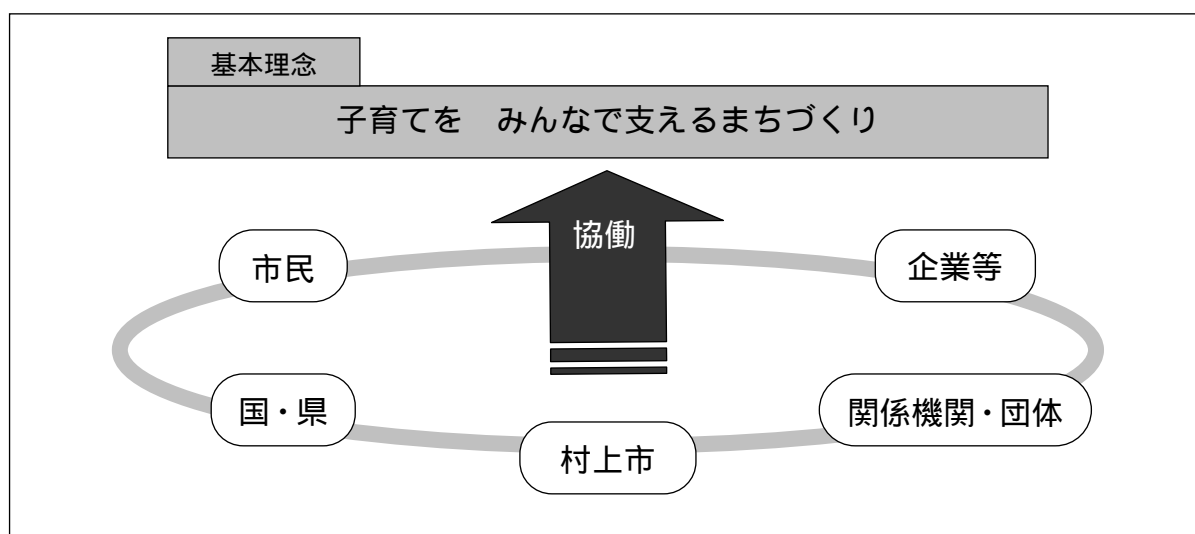


第3章 行動計画の基本的事項

1 基本理念

第1次村上市総合計画では、重点的に推進する戦略プロジェクトの重点施策として「健やか・子育て応援プロジェクト」を位置付けています。本計画は、上位計画である、第1次村上市総合計画に基づき、本市の次世代育成支援対策の目指す方向性として次の基本理念を定めます。



全国的な傾向と同様に、本市においても子どもの出生数は年々減少しており、地域社会の活力低下をもたらすなど地域で生活していく基盤づくりに大きな影響を及ぼしています。

また、核家族化の進行とともに、近隣の人たちとの交流も希薄化して親たちも子育てに悩み、不安や負担感が高まることで孤立感が増し、親と子どもの適切な関係が保たれず親自身が成長をすることができない状況もみられます。

さらに、経済状況の悪化にともなう社会不安など、子どもを取り巻く社会状況の変化によるニーズの複雑化と増大への対応が求められています。

この基本理念を実現するためには、子育て家庭が安心して生活することができるよう地域社会全体で支援することが必要です。

2 重点的視点

本計画の施策及び個別事業の実施にあたっては次の4つを重点的視点として推進します。

なお、この視点を基本とした考え方の実現に向け、市民一人ひとりや保護者、さらには企業、関係団体や関係機関等と連携を図りながら、これらの視点を踏まえ積極的に取り組みを進めます。

子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要です。このため、常に子どもの視点に立って子どもの幸せを考えながら子育てを支援していきます。

すべての子どもと家庭への支援の視点

子どもを心身ともに健やかに育むためには、すべての家庭が安心して子育てができる環境整備が重要です。このため、社会全体で子育て家庭をサポートできる体制づくりを進めます。また、働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現し企業等と連携を図りながら子育て支援の展開に努めます。

次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進める必要があります。このため、子どもが親になった時、子育てを楽しく思える、また子育ての喜びや生きがい、生命の尊さを若い世代に伝えられるよう教育の支援や働きかけを支援します。

サービス利用者の視点

子育てをする親の就労環境の変化や核家族化の進展などにより、子育て支援に関する住民ニーズが多様化してきており、柔軟なサービス提供が求められています。このため、多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように利用者の視点に立った総合的な取り組みを進めます。

3 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の7つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

(1) 地域における子育ての支援

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、企業、関係機関や関係団体、地域住民などと密接な連携の下に協働し、子どもの健全な成長を地域全体で見守れる様々な子育てを支援する地域づくりを進めます。

また、子育て家庭が必要とする情報の提供や、地域における子育てネットワークの形成の促進など、地域資源等の活用により家庭と地域の子育て力の向上に取り組めます。

(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保と増進

親が安心して子どもを産み、喜びと誇りを持って安心して子育てができるよう環境の整備を図ります。またすべての子どもが健やかな成長の実現に向けて、生き生きと育つ地域づくりを推進します。安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進のため、県・医療機関との連携による、小児医療の充実や適切な保健指導により、安心して子育てができるように努めます。

生涯学習・学校・保健・医療等関係機関との連携により、思春期保健の充実や、地域での各種講座の充実により、次代の親づくりに取り組めます。

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取り組めます。

学校・家庭・地域等地域資源のネットワークにより、子どもを生み育てることのできる喜びを実感できる仕組みづくりを展開するとともに、次代を担う子どもたちが「生きる力」を身に付け、自立した若者へと成長し、責任感と意欲を持って次代の社会や家庭を担っていけるよう、家庭、学校や地域社会が連携を図りながら取り組みを進めます。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

子どもと子育てを行う保護者が、安心かつ安全で快適な生活を送れるよう、良好な生活環境づくりを推進するとともに、公共施設等のバリアフリー化の促進や公園等の整備を進めます。

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と子育てなどの家庭生活との両立を推進するためには、仕事のやりがいや充実感を感じ、子育て期などにおける多様な生き方が選択できるようにするとともに、仕事と出産・子育てを両立できるサービスの一層の充実が必要となっています。また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*）の実現に向けては、この考え方の浸透と多様な働き方に応じた子育て支援の展開、企業（事業者）の理解や取り組みへの働きかけを行っていきます。

(6) 子どもの安全の確保

子どもの安全を確保するためには、交通安全施設の整備、交通安全教育の実施、道路等における防犯設備の整備や改善、関係機関・団体が行う自主防犯活動の促進等を通して安全な環境づくりを進めます。

(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

児童虐待の防止対策や母子家庭等への自立支援、障害児への支援を必要とする家庭や子どもに対して適切に対応し、子どもの権利が保障され、自立支援のための適切な養護等が受けられるよう支援を行うとともに、総合的な取り組みを進めます。

*ワーク・ライフ・バランスとは、国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指します。

4 計画推進の各役割

本計画の推進においては、それぞれが担うべき役割を認識するとともに、市民一人ひとりが子育てについての関心と理解を深めながら行政と市民が連携、協働し、一体となって取り組んでいくことが必要です。

家庭の役割

家庭が自らの責任において子育てを行うことが基本であり、その役割は極めて重要です。子どもの健やかな成長を育むため、家族全員で子育てや家事に積極的に関わり、子どもの自主性を尊重しながら、一人ひとりが責任を果たすことが期待されます。

保育園・幼稚園・学校の役割

子どもの健やかな成長を促すためには、教育や保育の充実に努めるとともに、地域社会との連携を図りながら地域における子育て支援機関としての役割を果たします。

地域の役割

子どもや青少年は次代を担う観点から、地域社会全体で子どもと子育て家庭を見守ることが必要です。そのため、地域における子育て支援機関や地域社会との連携を図りながら子育てに関する活動を積極的に展開し、これまで以上に役割を果たすことが期待されます。

企業の役割

一般事業主行動計画*の策定や子育て支援の環境づくりを進め、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しに取り組む必要があります。

行政の役割

市民の求めるニーズを把握し、社会環境の変化と市の実情及び国の施策等を踏まえ、幅広い視点から総合的に次世代育成支援対策を推進します。

*一般事業主行動計画とは、「次世代育成支援対策推進法」では、301人以上(平成23年4月1日以降は101人)の労働者を雇用する事業主は、一般事業主行動計画の策定を義務付けています。